誰もが住み良い社会を実現するために

障害者差別解消法ってどんな法律？

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

障がい者への「合理的配慮の提供」が民間事業者にも義務化されます

行政機関や民間事業者は、「障がい者への不当な差別的取扱い」が禁止されています。また、障がいのある方や介助者等から、配慮を求める意思表明があった場合は、負担になり過ぎない範囲で「合理的配慮の提供」を行わなければなりません。
令和６年４月から、民間事業者にも「合理的配慮の提供」が義務付けられ、社会参加の支援がさらに進められています。

○ 不当な差別的取扱いとは?

不当な差別的取扱いとは、障がいを持つ人に対して、その障がいを理由に差別的に扱うことです。
（例）・飲食店等への入店、サービスの提供を断る。
・対応の順序を後回しにする。
・資料の送付・パンフレットの提供等を拒む。
・特に必要ではないのに、付き添い者の同行を求める等の条件を付ける。
・特に支障がないのに、付き添い者の同行を拒む。　など

○ 合理的配慮の提供とは?

合理的配慮とは、障がいを持つ人が日常生活や社会活動において、平等に参加できるようにするための配慮です。
（例）・困っていると思われるときは、まずは声をかけ手伝いが必要かを確かめてから対応する。
・障がいの特性に応じたコミュニケーション（筆談、読み上げ、手話など）を行う。
・段差がある場合、車いす利用者にキャスター上げ等の補助をする。
・視覚障害がある方へ声を掛ける際、前から近づき「○○さん、こんにちは。△△です。」など自ら名乗る。
・知的障害のある方には、話が理解しやすいよう、ゆっくり、丁寧に、わかりやすく話す。
・精神障害のある方には、一度に多くの情報が入ると混乱する場合があるので、伝える情報は紙に書くなど、整理してゆっくり具体的に伝える。　など

皆さんのちょっとした手助けや配慮が、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながります。

障害を理由とする差別に関する試行相談窓口 - お気軽にご相談ください! -

◎試行期間：令和５年 10 月 16 日～令和７年３月下旬
◎連絡先　：電話相談　0120-262-70
※10時～17時、週7日(祝日・年末年始除く)
メール相談　info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp
その他のご連絡　sabetsu-kaisyo@nttdata-strategy.com
◎調査受託事業者　：株式会社 NTT データ経営研究所
◎コールセンター運営事業者：株式会社 AI サポート

町民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会をめざしましょう。
「心温かい人々が暮らす、にぎやかな過疎の町」美波町であり続けるために人権について考え守っていくことがまさに、“にぎやかそ”美波町まちづくりにつながります。このコーナーでは人権に対する思いを掲載していきます。

ウミガメ No.33 News Letter

アニマル・ウェルフェア

皆様にお馴染みの浜太郎は8月13日で74歳となり、生まれた（ふ化した）日が明らかなアカウミガメとして世界最高齢記録を更新中です。昭和25(1950)年6月23日に甲長89cmのアカウミガメが大浜海岸で産卵した125個の卵からふ化した子ガメの内の1頭が浜太郎です。そして今年も大浜海岸では、8月10日から子ガメたちの旅立ちが始まりました。ふ化した子ガメたちは手のひらに乗る程度の大きさですが、ふ化直後から自力で大海原を生きてゆく優れた能力を持つ野生動物です。それでも、子ガメたちが大海原で生きてゆく事はとても厳しく、浜太郎と同じ年に生まれた子ガメたちが今どこで、どれだけ生き残っているのかを知る事は出来ません。一方、浜太郎は生まれてから一度も自然の海で生きたことはありません。しかし、外敵に襲われたりする危険に遭う事はなく、エサ不足になる事もなく74歳になるまで生き延びる事ができました。果たしてどちらの生き方が良いのかな、などと思うと「アニマル・ウェルフェア」について考えなければなりません。「アニマル・ウェルフェア」とは、1960年代のイギリスから始まった人の管理下にある動物の不必要なストレスや苦痛を可能な限り少なくする飼育方法を科学的に検討する取り組みの事で、「動物の福祉」と訳されます。現在では、日本を含めた世界180カ国以上の国や地域の政府機関で採択されています。しかし、「アニマル・ウェルフェア」は法律や条令などの規則で定められたものではなく、動物を飼育する上で最善を目指す考え方なのです。ですから、カレッタでは日頃から浜太郎だけでなく展示するカメ達の適切な飼育管理を目指さなければなりません。（館長：平手康市）

うみがめについての質問をお送りください。お答えします!
〒779-2304 徳島県海部郡美波町日和佐浦370-4 うみがめ博物館カレッタ「質問係」
応募フォーム

Question 海でウミガメはどの様に眠りますか?

Answer ウミガメは海底の岩などの隙間で体を固定して眠ります。海底に届かない深い海では、子ガメと同じように海面に浮かんで眠ります。ちなみに、アオウミガメは、日中に浅い海で海面を漂いながら昼寝をしている所を見かける事があります。

みなみの海のいきもの図鑑

太平洋に面する美波町では多くの生き物たちが生息しています。このコーナーでは実際に撮影してきたリアルな写真と共にいろんな生き物たちをご紹介します!

オルトマンワラエビ

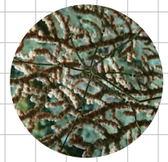

クモのようなカニのような姿をしているオルトマンワラエビ。名前にエビとついていますが、ヤドカリの仲間です。胴体部のサイズは約 1㎝で、背面には白い線の三角形があります。特徴は細長い脚。広げると全長約 8㎝あります。ウミトサカやウミカラマツ、ヤギ類などによく見られ、それらをじっくり観察すると大体見つけることができます。
（ダイバー：長楽美保）

↑脚が8本、前後左右に歩くことができる

↑目立つ脚が10本、左右にのみ歩くことができる